

介護施設等の施設長・管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

福山市介護施設等非常用発電機等導入支援事業費補助の申請について (通知)

平素より、本市の高齢者福祉行政の推進や介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

先にお知らせしました見出しのことについて、実施方法が決まりましたので通知します。

補助対象施設におかれましては、補助事業を積極的に活用していただきますよう、お願いいたします。

なお、申請手続きは、補助金交付申請書兼実績報告書へ必要事項を入力したうえで、添付書類を揃えて申請期限までに提出してください。

1 補助対象期間

原則、2025年(令和7年)1月20日(月)から同年6月30日(月)までに購入・納品が完了した発電機等が補助対象です。

2 申請期間

2025年(令和7年)4月1日(火)から同年6月30日(月)

3 留意事項

次の場合は、必ず事前(申請期間内)に介護保険課へ連絡をしてください。

- (1) 2025年(令和7年)6月30日までに納品を完了する見込みがない旨の連絡が予め介護保険課にあった場合は、補助対象期間後も補助対象とします。
- (2) 2025年(令和7年)6月下旬に納品があった等の理由で、申請期間内に申請することができない旨の連絡が予め介護保険課にあった場合は、申請期間後も受付をします。納品が完了次第、速やかに申請をしてください。

※申請書兼実績報告書等の様式は、市ホームページへ掲載していますので、ダウンロードしてください。

詳細は、別紙の「介護施設等非常用発電機等導入支援事業費補助について」を御確認ください。

【問合せ先】

〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課
施設整備担当 TEL: 084-928-1281
事業者指導担当 TEL: 084-928-1232
事業者指定担当 TEL: 084-928-1259

介護施設等非常用発電機等導入支援事業費補助について

1 趣 旨

入所・入居系の介護施設等が頻発する自然災害等による万が一の停電時等に備え、継続したサービス提供の確保のために導入する小出力発電設備、携帯発電機、蓄電器の購入経費の一部を補助するものです。

2 補助対象施設

福山市内に所在しており、2025年（令和7年）1月1日現在、現に介護サービス等の提供を行っている次の施設等

区分	施設・サービス種別
施設系サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム
居住系等サービス	認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス

3 補助対象機器

- ①小出力発電設備（低圧（600V以下）で出力10kW未満のもの）
- ②携帯発電機（発電用原動機を有し持ち運びが容易にできるもので、3kW又は3kVA以下のもの）
- ③蓄電器（繰り返しの充電・放電が可能なもの）

4 補助上限額、補助率

補助上限額：400千円／施設 ※台数による制限なし
 補助率：2／3（対象経費の上限額600千円／施設）

5 申請等の方法

福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課へ、電子メール、郵送又は持参のいずれかの方法で申請してください。

（注意1）メールの件名タイトルは、【介護施設等非常用発電機等導入支援補助事業】の申請について（0000）と入力してください。
 ※（0000）は、法人名及び事業所・施設名を入力してください。

（注意2）事業所・施設ごとに申請してください。

（注意3）購入した発電機等の領収書又は支払書の写し、写真、カタログ等は、事業所・施設ごとに提出してください。

※福山市ホームページ>介護保険課>介護事業者向け支援策>[「1 福山市介護施設等非常用発電機等導入支援事業費補助について」](#)へ、当該補助金に係る内容を掲載しています。

6 申請等の流れ

